

◆◆◆ 《税を考える週間 記念講演会 開催のご案内》 ◆◆◆

トラブルが起きる前にぜひ知ってほしい!

最新の  
法改正

# 裁判例を踏まえた 人事労務管理について

平成26年6月25日、労働安全衛生法の一部を改正する法律が公布され、事業者にはメンタルヘルス対策がこれまで以上に求められるようになりました。近年、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントに起因するメンタル不調などが大きな問題になっており、企業の安全配慮義務の有り方が問われています。その他、障害者の雇用の促進等に関する法律が平成25年6月13日に改正されるなど、労働法の分野では重要な改正が相次いでおり、また、人事労務の実務上重要と思われる判決も立て続けに出ています。昨今の法改正、裁判例を理解し、適切な人事労務管理を行えるようにしましょう。



講師

弁護士

橋本 拓朗 氏 [はしもと たくろう]

◆プロフィール

- ・鹿児島県鹿児島市出身 ・鹿児島県私立ラ・サール高校卒業 ・中央大学法学部卒業
- ・中央大学法科大学院卒業(法務博士) ・平成18年 新司法試験合格 ・平成19年 司法修習終了(新60期)
- ・平成19年 弁護士登録、弁護士法人リバーシティ法律事務所入所
- ◎主に労働関係に関する法律(使用者側)や独占禁止法などの会社法務に取り組んでいる。
- また、日本公認会計士協会千葉県会の研修会や全国社会保険労務士会連合会主催の紛争解決手続代理業務試験(特定社会保険労務士試験)の特別研修などで、労働法に関する研修の講師を担当している。経営法曹会議員。

講演  
内容

- (1) 労働安全衛生法、障害者雇用促進法など近年の重要な法改正について
- (2) 裁判例に見る安全配慮義務
- (3) 裁判例を踏まえた懲戒処分、解雇、雇止めの方法について

日時

平成26年11月12日(水) 14:00~16:00

会場

島原市 HOTEL シーサイド島原

受講料

無 料 (どなたでも参加できます。お誘い合わせの上ご来場下さい。)

主催

公益社団法人 島原法人会

島原市新湊1丁目32-1 第3マルデンビル2F-C [TEL 0957-62-7025]

※お申込はこのまま **FAX 0957-64-0527** にてご返信下さい。

(複数受講お申込の場合は本用紙をコピーしてご使用下さい。定員になり次第締め切らせていただきます。)

お申込用紙

平成 年 月 日

貴社名			
住 所	〒		
TEL		FAX	
お名前		役 職	

※ご記入いただいた個人情報については、個人情報保護法に基づき、管理運用し、個人情報の保護に努めます。詳細につきましては「公益社団法人 島原法人会プライバシーポリシー」(<http://shimabarahoujinkai.jp/privacy.html>) をご参照下さい。